

# あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和4年5月受付分） \*印は寄付者の意向により金額不記載

## 【金銭寄付】

### <福祉推進のため>

\* 島田観光株式会社様（常盤町） ○ 社交ダンスの会ウィーヴ様（花月町） 15,000円

### <故人が生前お世話になったため>

○ 長尾 マス子様（端野町） 30,000円 ○ 水島 亜紀様（端野町） 30,000円  
○ 佐藤 鎮雄様（留辺蘂町） 20,000円 ○ 北崎 保子様（留辺蘂町） 10,000円  
○ 志賀 亮司様（留辺蘂町） 30,000円 ○ 五十嵐 優様（端野町） 50,000円

### <各種事業での募金・益金を>

○ 喫茶シンチャオ様（美芳町） 19,880円

### <第5回道東歌謡選手権大会で募金を募ったものを福祉推進のために>

○ 北見歌翔会様（川沿町） 10,507円